

日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画（2024－2026年度）＜2025年1月修正＞」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金400億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、事業構造改革に不断に取り組むことが求められる。中期経営計画に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

特に以下の点について配意すべきである。

1 国内放送の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生するとともに、SNSの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、放送に対する国民・視聴者の認識に変化が見られる現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供することが求められている。特に、報道に際しては、公共放送としての責務を更に果たしていくこと。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や人口減少等の様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標や令和7年11月に東京2025デフリンピックが開催されることを踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K・8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 協会の国際放送にこのような役割が求められる中、令和6年8月に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、協会の子会社が業務委託契約を結んでいた中国籍の外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニュース原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったことにより、自らの番組基準に抵触する放送が行われた事案について、今後このような問題が再び発生することがないように、公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会において示された再発防止策を徹底するとともに、必要な見直しを行うこと。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適

切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。また、外国人向け国際放送を円滑に実施するための協会の子会社である株式会社日本国際放送（JIB）については、広告料収入を含めて多様化を図るという創設趣旨を踏まえ、活用・強化を図ること。さらに、コンテンツ産業における競争力の確保等の観点から、国際放送において外部制作事業者との連携を進めること。

- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、八俣送信所の送信設備の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。

3 インターネットを通じた放送番組等の配信の適切な実施

- 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）により、令和7年10月から放送番組及び番組関連情報の配信の業務が必須業務化されることを踏まえ、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。また、任意的配信も含めた具体的なサービスのイメージ等を早急に示すなどの情報提供を行うとともに、国民・視聴者の誤解や混乱が生じることがないように、改正法に基づく適切な表示や措置等を行うこと。
- 改正法により必須業務化される業務のうち、放送番組の配信については、改正法の施行後においても、著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、継続的な協議を行い、いわゆる「フタかぶせ」を可能な限り減らしていくように努めること。また、配信の実施のためなお準備又は検討を要するものについて、中長期的なスケジュールを策定し、テレビ等の受信設備を持たない国民・視聴者に対しても、その環境に適した形態で協会の放送番組等を継続的かつ安定的に提供するという必須業務化の趣旨を貫徹するように努めること。
- 改正法により必須業務化される業務のうち、番組関連情報配信業務に係る業務規程の内容について、改正法に基づき学識経験者及び利害関係者から意見聴取を行ったところ、改正法の規定に適合していないとする意見は表明されなかった一方、実際の業務開始や今後の事業の運営等に向けて、番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見などが表明された。協会が番組関連情報配信業務を実施するに当たっては、このような意見を踏まえて、適時の情報開示、業務の内容に係る継続的な議論及び検討、開始後早期の実施状況に関する評価などを行いながら、「公正な競争の確保」に支障が生じないことを確保すること。
- 任意業務として行うインターネットを活用した放送番組の配信については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、改正法の施行後においても、実施基準に基づき適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、公共放送の業務としての適切性を確保すること。また、インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、改正法により必須業務化される業務においても、引き続き放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。また、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、インターネットを通じた災害情報の提供に努めること。

4 経営改革の推進

- 令和7年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、国民・聴取者への丁寧な説明を行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、令和5年度末に行われた衛星波の削減については、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。また、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めること。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用に努めるとともに、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従って、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じる等、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めるとともに、関連団体が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底については、過去に発生した事案や社会情勢の変化を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体において実現すること。
- 国民・視聴者に支えられている公共放送として、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報の公開のほか、協会の諸活動についての一般の理解を深めるための情報の公開に関する施策を一層充実することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 映像伝送等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。また、偽・誤情報対策に係る技術の研究開発等に努めること。
- 基幹放送局提供子会社を活用した中継局の共同利用に向けた取組を滞りなく進めること等により、民間放送事業者との放送の二元体制の健全な維持・発展に必要な協力に努めること。
- 我が国放送コンテンツの認知度向上と国外への流通を促進するため、海外に配信するコンテンツの提供等においては、民間放送事業者と共同した事業を展開する等、先導的役割を果たすこと。
- 過去の過労死事案を忘れることなく、協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」等に基づき、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら職員の健康確保の施策を推進し、再発防止を徹底すること。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員会委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行

動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 国民・視聴者の受信料によって支えられる協会においては、その公平負担の確保が重要であり、特に、令和7年度は、新たに特定必要的配信の受信を開始した者にも受信料の負担を求めることになることを踏まえ、その重要性を改めて認識する必要がある。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等を用いた「新たな営業アプローチ」による効率的な契約・収納活動を進めるとしているものの、令和7年度の支払率は77%と前年度比で低下することが見込まれており、営業経費率は9.8%の見込みと近年上昇傾向にある。

契約・収納活動については、現状を容認することなく、効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を早急に行い、「新たな営業アプローチ」の運用方法を含め営業活動を随時見直し、支払率向上を通じた受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。

- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払に国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたこと等を踏まえ、今後発生する可能性のある広域大規模災害を見据えた体制整備を引き続き行うこと。さらに、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替え等

- 放送センターの建替えについては、令和3年1月に公表された「NHK経営計画（2021－2023年度）」において、抜本的な見直しをする旨が示されたところであるが、その具体的な内容について現在まで明らかになっておらず、協会の経営に対して多大な影響を与えるものであることから、建替えの内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが必要である。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の抑制に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。